

議案第 7 6 号

大野市 3 人っ子給食費助成金交付要綱の一部を改正する要綱案

令和 6 年 1 2 月 2 4 日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

電子申請など申請手続きの簡易化を図るため

大野市教育委員会告示第 号

大野市３人っ子給食費助成金交付要綱（令和２年教育委員会告示第１４号）の一部を次のように改正する。

令和６年 月 日

大野市教育委員会

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（申請手続） 第４条 助成対象者が助成金の交付を受けようとするときは、大野市３人っ子給食費助成金交付申請書（様式第１号）に、必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。	（申請手続） 第４条 助成対象者が助成金の交付を受けようとするときは、大野市３人っ子給食費助成金交付申請書（様式第１号）に、必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。 <u>２ 前項の規定による申請書の提出は、児童生徒が在籍する学校の校長（以下「学校長」という。）を経由して行う。ただし、学校長を経由し難い事由がある場合は、市長に直接申請書を提出することができる。</u>

附 則

この要綱は、令和７年１月１日から施行する。